

書評

憲法調査会事務局刊行『フランス憲法

のあゆみ』（野村敬造教授執筆）

田畑 忍

憲法調査会と、それを存在せしめている憲法調査法が、違憲性をもっているということについては、しばしば私の述べてきたところである。従って、今も私は、右の法律と「会」は、ともに当然に改廃せられるべきものである、と考えている。

しかし憲法調査会事務局の名に於て、其の資料として出版された『フランス憲法のあゆみ』（A五版）に、何の罪もない。そののみならず、この出版の極めて有意義であることはすこしも疑いが無い。むしろ、それが、貴重な資料であるだけに、一部の人にしか読まれないような刊行の方法に対しては、異議を挿まざるを得ないのである。殊に、著者である野村敬造君の、名前が表面に出されていないことについても、遺憾に思わざるを得ない。さらに私は、憲法調査会が、日本国憲法改悪のための調査や企劃や宣伝などをいっさいやめて、各国憲法にかんす

る調査研究書を、どんどん出していただきたいと思う。そのわけは、そうした仕事に乗出すことによって、望みすくないことではあるが、憲法改悪へ方向づけられた同会の違憲的性格を、蟬脱する可能性をつくり出すことになるのではないかと考えられるからである。

二

この『フランス憲法のあゆみ』（昭和三十五年十一月）の筆者である野村教授が、北大の深瀬忠一君、名大の長谷川正安君、同大の山本浩三君及び樋口謹一君等とともに、我が国に於ける有数の、若手のフランス憲法研究者であることは、学界ではよく知られているところである。同君には、すでに『比較政治制度』（昭和三十四年）等の好著があるが、それはフランス憲法の研究を比較憲法学の中心課題としながら、とくにフランス憲法研究史書ではなかったのに対して、今回の業績は、純粋にフランス憲法史の著述である、という点に、その特色と価値が存する、と言えよう。

すなわち本書は、序及び十三章にわたって、フランス大革命以降のフランス憲法の変遷を、ドゴール第五共和国憲法までに及んで、極めて要領よく、二八八頁の中にまとめ上げられているのである。もとより頁数の関係上、微に入り細を穿っていないけれども、フランス憲法史の概観を把握するには、まさに恰好の著述書と言ふべきであろう。

先づ目次を見ることにしよう。それは、「序」に始って、第

一章大革命と制憲国民議会（一、アンシャンレジームの衰頹
 二、財政危機と三部会の召集 三、制憲国民会議と憲法の制定）・第二章一七九一年憲法（一、権利宣言 二、一七九一年憲法 三、九一年憲法の施行と、八月一〇日）・第三章国民公会と山嶽党憲法（一、国民公会下の状態 二、ジロンド憲法 三、ジャコバン党憲法 四、革命政府国民公会の独裁）・第四章共和三年実月憲法（一、実月憲法の制定 二、共和三年実月五日憲法 三、霧月一八日）・第五章ナポレオンの独裁（一、一〇年統領 二、終身統領 三、第一帝制 四、百日天下）・第六章王政復古と一八一四年憲章（一、元老院憲法と憲章の制定 二、一八一四年憲章 三、七月革命）・第七章七月王制（一、一八三〇年憲章の制定 二、一八三〇年憲章 三、二月革命）・第八章第二共和国（一、二月革命 二、一八四八年一月四日憲法 三、一月二日のクーデター）・第九章第二帝制（一、一月二日 二、一八五二年一月四日憲法）・第十章第三共和国（一、一八七五年憲法の制定 二、一八七五年憲法と五月一六日事件 三、第三共和国の衰頹と敗戦）・第十一章ヴィンシー政権と国民解放委員会（一、ヴィンシー政権 二、自由フランス 三、アルジェーにおける制度 四、国民解放委員会）・第十二章第四共和国（一、一九四六年憲法の制定 二、一九四六年憲法 三、一九五四年の憲法改正）・第十三章第五共和国（一、一九五八年六月三日憲法法規 二、一九五八年一〇月四日憲法 三、憲法の施行）、という体系である。

すなわち著者は、以上の如き史論的体系に於て、淡々として

憲法調査会事務局刊行『フランス憲法のあゆみ』

一七八九年以来のフランス憲法史を叙述しているのである。

三

読者に便利に思われるのは、最初の「序」（一—二四頁）の部分で、第一章乃至第三章全巻のレジメになっていることである。殊に、「序」の最初の部分二頁半が叙述全体の扇要の如くになっていて、このフランス憲法史を要約して余すところがない。

それは、「一七八九年、フランスが近代国家に転換して以来、一七〇年間、フランスは絶えず革命の波に吞まれ、これにより政治制度は転覆され、新たな制度が相次で生れた」、という書き出しに始まっている。そして十七種の憲法が、一世紀半の間に次々に制定されて、それらの多数が数年間断行されたのみで廃せられ、また僅かに数カ日の短命のもあり、可決されたが施行されなかったものもあったフランス特有の、めまぐるしいばかりの憲法史の特長が、相次ぐ革命によって、リズムカルに政治制度の転覆の行われたことによるのである、と説き、「これを立憲王制——共和制——独裁制の三つの局面」として把える。

それは、「三つの政治理念」の衝突であり、王制と革命と独裁という「三潮流の相互運動がリズムカルに行われてきた」のである、と著者は観ているのである。すなわち、百七十年のフランス憲法史全体を三つに分ち、その各々を更に三つに細分して考察されるのである。しかし三つの区分ではあるが、決して弁証法的考察なのではない。そのように三・三という割りきりかた

で考察することが妥当であるかどうかについても、もちろん異論が成立しよう。私も些か異った見解をもつ。しかし、そのような論議は、ここには省略することにしよう。だが、ただ一つ、七十年間の長命を保った一八七五年憲法について、これを著者の如くに、立憲王制と規定することは無理ではなからうか、という疑問を、ここでは、かかげて置こう。そして、教授が「リズムカルに」と呼ばれている「三つの型の」繰返しという公式概念を方法論とすることについて検討を必要とするのではなからうか。ということ指摘する無様を許していただきたいのである。

しかし教授の、そのような考察が興味深きものであることもまた疑いを容れないところであって、われわれが、このような教授のフランス憲法史論によって学ぶところは、まことに大きいのである。

四

この憲法史書の魅力の一つは、いうまでもなく、この著述の附録の資料編である。そこには、一七九一年以降の相次いで制定された憲法の全てが翻訳されて載記されているのである。それは、六号活字を用いた二段組で、一六七頁を費やしている。

一部の翻訳は従来も試みられ、本誌に於ても山本教授の多年の努力が続けられて学界に貢献してきたのであるが、野村教授の極めてエネルギーな短時日の訳業が、この一書に見事に実っていることは、フランス憲法の研究者にとりて、極めて有用で、ありがたいことである、と言わねばならない。それだけに、

この著述が特殊限定的出版書であることが惜しまれるのであり、従って一般的出版物として公けにされることを望んでやまない所以である。また、その機会には、訳語についても一段の練磨のなされることを、望蜀の願いとしよう。

そうして更に将来、教授によって詳細を極めた長大なるフランス憲法史の著述のなされることを学界のために衷心より切望する次第である。妄言多謝。